

「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 伊豆半島地域会議」  
の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 地方創生に向けた官民一体の取組を推進するため、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 伊豆半島地域会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「静岡県版総合戦略」に係る地域の意見聴取に関すること。
- (2) 「静岡県版総合戦略」の進捗状況の検証に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表1の構成員をもって組織する。

- 2 会議に、議長及び副議長を置く。
- 3 会議の議長は静岡県東部地域政策局長とし、副議長は静岡県賀茂振興局長とする。
- 4 第1項の規定に関わらず、議長は必要に応じ構成員を追加することができる。

(議長及び副議長)

第4条 議長は会議の事務を総括し、副議長は議長を補佐する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 会議は、議長が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、静岡県賀茂振興局及び東部地域政策局が共同で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。